整理番号

D－5－3　　355

標 題 名

害虫駆除予防に関する抄録

著 者 名

発行者名

静岡県農会

発 行 年

明治 32 頃

製作年月

平成３０年２月

靜岡縣農會報第貳拾貳號付録

害虫驅除豫防に關する抄録

付耕地整理法
肥料取締法

植物防疫資料館図書之印

靜岡縣農會

目次

○害虫驅除豫防法
○害虫驅除豫防規則
○害虫驅除豫防規則實施規定準則
○害虫驅除豫防に關する訓示
○螟虫及浮塵子の發育經過並驅除豫防法
○明治三十年浮塵子虫害表
○耕地整理法
○肥料取締法

○害虫驅除豫防法

（明治二十九年三月二十四日法律第十七號）

第一條　此の法律に於て害虫と稱するは農作物を害する各種の虫類を謂ふ

第二條　驅除豫防をへき害虫の種類及驅除豫防の方法ど農商務大臣の認可を經て府縣知事之を定む認可を經たる種類以外の害虫發生し急速の處分を要するときは府縣知事は臨時驅除豫防の方法を定め之を施行することを得此の場合よ於ては直に其の旨を農商務大臣に具申すべし

第三條　害虫田畑よ發生したるとき又は發生の虞あるときい府縣知事は豫め期限を定め該田畑の作人をして驅除豫防を行はしむべし

前項の場合に於て作人驅除豫防を行はさるときは府知縣事は市町村費を以て之を行ひ市町村をして該作人より其の費用を徴收せしむることを得

其費用の徴收に關しては市制第百二條及町村制第百二條を適用す

第四條　害虫蔓延したるときは又は蔓延の兆あるとき若は害虫田畑以外の地に發生したるとき又は發生の虞あるとき府縣知事は市町村費を以て驅除豫防を行ふことを得

第五條　府縣知事は前條の驅除豫防の爲めに市町村に命して夫役を市町村全部又ど一部の田畑の作人及所有者に賦課せしむることを得

夫役は害虫の種類に依りて田又は畑に區別して賦課することを得

夫役の賦課は段別又い地價を以て準率と爲すべし

夫役は各別の率に據り小作人、自作人又地主に賦課することを得

本條の場合に於てど市制第百二十三條及町村制第百二十七條を適用せす

第六條　府縣知事い驅除豫防の爲必要あるときは市町村費を以て溝渠を設け又い農作物、藁稈刈株雜草を拔棄若は燒棄することを得

本條の場合に於ては第五條の規定を適用せ

第七條　驅除防豫の必要より生したる損害に對し被害者は賠償を要求することを得ど

第八條　土地所有者管理者又は使用者は官吏及其の指揮を承くる者の其地に入り驅除豫防に從事するを拒むことを得す

第九條　府縣知事又は郡長は必要ある場合に於ては府縣稅（地方稅）又は郡費を以て第三條第四條第六條の費用を補助し若は驅除豫防に必要ある器具を給與し又ど貸與することを得

第十條　虫類以外の動物と雖農作物を害するとき又は害するの虞あるときは府縣知事は農商務大臣の認可を經て此の法律を適用せるゝことを得

第十一條　第三條の場合に於て府縣知事の命令に從はさる者は五錢以上壹圓九拾五錢以下の科料又は一日以上十日以下の拘留ゝ處す

第十二條　第六條及第八條に依れる官吏若は其の指揮を承くる者の行爲を妨害する者は貳圓以上貳拾圓以下の罰金又は十一日以上二十日以下の重禁錮ゝ處す

第十三條　此の法律と北海道沖繩縣其他市制町村制を施行せさる島嶼ゝ之を施行せゝ別に命令を以て之を定む

第十四條　此の法律は明治二十九年四月一日より施行ゝ

○害虫驅除豫防規則

（明治三十二年四月十八日縣令第十八號）

第一條　明治二十九年法律第十七號害蟲驅除豫防法に依り害虫の種類を定むるゝと左の如し

一螟虫　一浮塵子（一名横這ひ）
一葉捲虫（一名ツト虫）一蛞虫
一地蚕

第二條　第一條の害虫驅除豫防の方法は左の各項に依るべし

螟虫（稻作を害す）

一　共同点火法ゝ依り誘殺するゝと
二　捕虫網を以て苗代に潜伏ゝる蛾を捕獲ゝること
三　螟卵の採收を行ふこと
四　枯莖及枯穗を摘採ゝるゝと
五　稻株を截斷し之を堆積肥中に混するか若くは燒棄つるゝと
六　螟卵に寄生する小蠭蜂を保護すること

浮塵子

一　苗代時季に捕虫網を使用ゝること
二　共同注油驅除を施行すること

葉捲虫

一　壓殺ゝるゝと
二　布袋を附隨せる竹櫛を以て掬採ゝること

蛞蝓（茶葉を害す）

一　燒殺若くは捕殺すること

地蠶（蔬菜穀菽類を害す）

一　田圃の周圍に溝を穿ち遮斷ゝるゝと
二　根際に潜伏せる蛹及幼虫を拾ひ取ること
三　作物に依り被害物を燒棄つること

第三條　害虫田畑に發生したるとき又ゝ發生の虞あるときゝ該田畑作人は之を市町村長に町村長ゝ郡長ゝ郡市長は知事に其狀況を急報すべし

第四條　市町村長は前條の急報を受けたるときは豫め期限を定め該田畑の作人をして驅除豫防を行はしむべし

但作人に於て驅除豫防を行ふさるときゝ郡市長よ急報すへし

第五條　郡市長は左に揭くる場合に於ては害虫驅除豫防法第三條第二項第四條第五條第六條に據り處辨することを得

一　本規則第四條但書の急報を受けたるとき

一　害虫蔓延したるとき又た蔓延の兆あるとき

一　害虫田畑以外の地に發生したるとき又は發生の虞あるとき

第六條　郡市長は前條に據り市町村費を以て之か驅除豫防を行ふときは其都度左の事項を知事に報告すべし

一　害虫の種類

二　郡市町村名

三　被害農作物の種類及被害見積反別

四　被害の狀況

第七條　本規則第一條に揭くる種類以外の害虫及虫類以外の動物と雖も農作を害し又は害する虞あるときは作人は之を市町村長に町村長郡長よは郡市長は知事に其狀況を急報すべし

第八條　害虫發生したるとき其市町村長より直ちに隣接市町村長に急報すへし

第九條　町村農會成立せる地方に在りてゝ該農會に於て其成立せさる地方よ在ては耕作人よ於て害虫驅除豫防規則實施規定を設け之れを實行せへし

前項の規定は町村長郡長を經て知事に届出つへし其規定を變更したるとき亦仝し

○害虫驅除豫防規則實施規定準則

（明治三十二年四月十八日本縣知事訓令）

第一條　本町村農會は害虫驅除豫防規則實施の爲め大字毎に二名の割合を以て害虫驅除豫防委員を常設し農會長之か委員長と爲る

第二條　害虫驅除豫防委員は評議員會に於て之を選擧し其任期は二ヶ年とす

第三條　委員長は本町村内よ於ける害虫驅除豫防に關せる諸般の事務を總理し各委員は其大字に於ける事務を分掌す

第四條　害虫驅除豫防委員には相當の報酬を與ふるものとす

第五條　害虫驅除豫防委員と常に分担區内に於ける害虫發生及蔓延の狀況に注意し警戒を要すべきものある毎に直ちに委員長に申出て委員長は速のに町村長に届つべし

第六條　害虫驅除豫防方法に關してゝ害虫驅除豫防

規則の定むる所よ依ると勿論ありと雖も事務の敏活を期するが爲め左の事項は特に之れを規定し實行に努むる者とす

一螟虫驅除に就きては就中螟卵採收を奬勵し苗代にありては移植前十日間本田にありては移植後二週間作人をして最も之れか注意を爲さしむること

一町村費中に螟卵買上費の設定なきときは本町村農會よ於て毎年田一反歩に付金拾錢以上の費用を置き一卵に付金貳厘以上の價格を以て之が買收を實行すること

但時季に應し價格の高低は害蟲驅除豫防委員過半數の決議に依る

一螟卵内に於ける有益寄生蜂の保護を實行すること

一苗代は幅四尺乃至五尺の改良短冊形と爲し地形の許す限り共同苗代を奬勵し作人をして毎日時間を定め捕虫網を使用せしむること

一地勢の狀況に鑑み共同点火法の行れ得へきを認むる場合に之を施行すること

一浮塵子の蔓延猖獗して害蟲驅除豫防委員共同驅除の必要を認めたるときは時日を定めて之を勵行すること

一浮塵子蔓延の兆近隣數ヶ町村に亘る場合よは相協議して期日を定め連合共同驅除を施行すること

一地蠶發生蔓延の兆ある場合には速かよ該作人をして深さ三尺以上の溝渠を畑の周圍に設け被害作物は悉く燒棄せしむること

第七條　共同驅除豫防に關し故障の爲め施行を妨くる場合に於ては郡長に申出べし

第八條　前項規定の外害蟲驅除豫防方法に關し委員よ於て必要と認むるときは臨機の處置を行ふべし

○害虫驅除豫防に關する訓示

（明治三十一年十二月十五日本縣甲第三十四號）

害蟲驅除に關しては明治廿九年法律第十七號害蟲驅除豫防法の規定ありと雖も之れが運用の方法及其實績に至りて未だ遺憾の点少なしとせず近來世人の害蟲に對する迷信大に革まりたるが如しと雖とも尚ほ未だ害蟲は一種の天災にして人力の能く之れを防止し得べからざるものとし其の驅除豫防を等閑よ付するが如き傾向なきにあらず本縣内に存在する所謂害蟲は螟蟲、浮塵子、葉捲蟲、蛸蜥及地蚕の五種ありと雖とも特よ被害の慘狀を極むるものは螟蟲及浮塵子ありとす螟蟲と年々發生し損害を及ぼすこと毎年少くも五十萬圓以上百萬圓に達し浮塵子は必ずしも毎年發生せざるも一朝之れが大襲撃に遇遭すれば忽ちにして二三百萬圓の減收を來すは既よ昨年の例に鑑

み明かあり假りに十年に一回慘毒を流すとするも一ヶ年平均二三十萬圓の損害とあるの理にして其社會に及ぼす害毒の夥しき悚然として恐るべきあり浮塵子よ關しては昨年より本年よ及び各地精勵監督の結果稍々成績の見るべきものありと雖も錯り螟蟲に至りては頗る緩慢の感あさ能はす爾來益々之れが豫防驅除に關し法令の勵行を圖り特に左の事項よ付鋭意實行を期し成績を擧くるよ務めらるへきなり

第一　講話、標本、幻燈、說明、等の方法に依り農家よ害蟲思想の普及を圖るへきこと

第二　町村害蟲驅除、豫防委員には可成相當の報酬又は手當を給し若くは實費を辨償し充分本務よ服せしむること

第三　前年被害の如何に係はらす各町村は毎年浮塵子の發生に注意し共同驅除豫防を怠らざるへきこと

第四　螟蟲よ年々發生被害甚しきを以て各町村は可成町村費中よ一反歩に付き拾錢以上の螟蟲驅除費を設置し螟卵買上を實施せへきこと

第五　苗代い可成共同苗代とあし幅四尺乃至五尺の改良短冊形とあ毎朝捕蟲網を使用せへきおと

第六　本田稻作に於ては螟蟲侵蝕の爲めに生したる枯莖及白穗は共同して摘採せへきおと

第七　害蟲驅除に伴ひ益蟲の保護を圖るへきこと

仝　訓示

（明治三十二年五月廿六日　五第三八六三號訓示）

害蟲の驅除豫防に關しては法律命令の規定あり且又臨機警戒を加へ屢之が實行を促したりと雖も元來蟲害は彼の暴風雨の一度過さて禾穀空しく忽にして人目を驚のすが如く急劇あらさるを以て當業者の注意自然に薄く之を等閑よ附するより知らす識らす毎年巨萬の損害を被むり小は各自の辛勞を水泡に歸せしめ大とは國家の富を損するは常に甚た遺憾とする所あり今や漸く螟蟲及び浮塵子（特に螟蟲）發生の時季に際す依て町村は既に之が豫防に留意し其準備全く整へる向も尠からさるへしと雖も驅除の實効を收めんにい各町村一齊に施行して彼此弛張あさを要するを以て左記各項よ依り之が勵行を計らはるへし

右訓令す

一驅除豫防に關しては町村及町村農會は一致協力し本田へ移植前苗代に於て左記の日時に依り各町村齊しく螟蟲の產卵を撿して之を摘採し且同時に捕蟲網を使用せしむる事

但土地の狀況に依り所定の時日を不適當ありと認むるときは郡長に於て適宜時日を定め豫め申報せらるへき事

賀茂郡　六月　十日

田方郡（沿海町村　全月十二日
　　其他の町村　全月十三日）

駿東郡（小泉村佐野北以の町村　全月　九日
　　其他の町村　全月十四日）

富士郡　全月十一日
庵原郡　全月十二日
安倍郡（靜岡市）　全月十五日
志太郡　全月十四日
榛原郡　全月十二日
小笠郡　全月十三日
周智郡　六月十四日
磐田郡　全月十五日
濱名郡（笠井町以北の町村　全月十六日
濱名郡（其他の町村　全月二十日
引佐郡（氣賀以北の町村　全月十五日
引佐郡（其他の町村　全月十九日

二螟卵の摘採及捕蟲網の使用は町村農會害蟲驅除豫防委員又は當業者中適當の者便宜若干名を撰びて之を擔當せしむる事

三前項驅除豫防の擔當者に係る手當等町村農會に於て支出の豫算あるものは格別其他と可成町村費を以て支辨せしめらるべき事

四驅除豫防に關しては郡農會に於ても特に盡力せしむべき事

五苗代に於ける一回の驅除豫防は當年の害蟲を全滅せしむるに足らざるを以て爾后害蟲の發生に注意し等閑に附せざる樣當業者に指示せらるべき事

○螟虫及浮塵子の發育經過並に驅除豫防法

靜岡縣技師　伊藤悌藏

螟虫

（甲）螟蟲發育及經過

螟蟲に二化生三化生の區別あると雖も靜岡縣下より於て發生せるものは大率二化生にして三生化は稀より見る所ありとす今二化生螟蟲の發育經過の大要を述ぶれば寒中幼蟲の儘よて稻稈並に稻株の中に於て越年し翌年五月廿日頃より六月下旬迄の間より於て成蟲即ち蛾となり是の蛾と其間に於て苗代若くは移植後の苗葉に產卵す是の卵塊い數多の小卵より成りて大あるものは二百粒以上小あるも大率四五十粒に下らず產卵後十日內外にして孵化し直ちに稻の莖葉の內に喰ひ込み多くの枯葉と枯莖とを作る其初めは一本の莖葉中にも多數の幼蟲群居せるものにして多きは數十匹より至るあり其后成長するに從て分散し四回の脫皮を經て五齡となり四齡若しくは五齡の時季には一本の莖中群集せると少なくして大率一匹乃至二匹內外とす五齡の螟蟲は盛に稻莖の髓を侵食して後ち蛾となる第二回の螟蟲發生は八月中旬より九月中旬の間に多くして其間亦稻の葉面に產卵す卵

（苗葉より卵の附着せる圖）

（葉の產卵の圖）

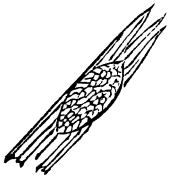

は初めは白色よして糊を塗りたる如く孵化期に近づけば黒色に變すること蠶卵の如し該二回目の産卵より發生する螟蟲は再び稻の莖中に喰ひ込みて第一回發生の如く數多の莖葉の髓を喰ひ秋期稻田に多くの枯穗を生ぜしむ如此くして二回目の螟蟲は幼蟲の儘越年し翌年に至りて再び蛾となり前記の發育を再演す

（乙）螟蟲驅除豫防法

第一　裏作整地の際堀出したる稻株中には螟蟲の潜伏するもの多きものあれば之を田圃の一隅に放置することなく可成堆積肥中よ混入し充分醱酵せしむる乎若しくは之れを燒きて灰となし肥料とあすを要せ

第二　五月廿日頃より七月上旬の間に於て苗代及插秧後の苗葉に付き螟蟲採卵を行ふこと

螟卵採收は螟蟲驅除法中尤も簡便よして尤も効果ある法あれは可成是の法を施行せるを要す但し螟卵中には「コヌカバチ」（小糠蜂）と稱する貴重ある益蟲（螟卵の三四割を刺殺せ）の寄生せるものあれば之れを保護する爲め採收したる螟蟲と左の如き取扱をあすを要す

即ち下圖の如く茶碗若しくは陶器（イ）を取り之れに採收したる螟卵を入れ置き其の（イ）ある器を更に大ある（ロ）ある器の内に裝置し其間の空隙（ハ）に（イ）ある器の口の面と平準位よ水を注入し之れ

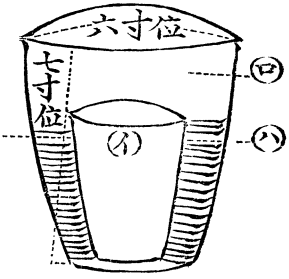

に石油少量を逐加し置く時よ小糠蜂よ羽根を有するを以て自由よ插入器の上口より飛翔し去るも螟蟲は孵化後（ハ）ある石油と水の混合液中に落ちて死せるものなり如此せれば自由よ益蟲を保護し害蟲を殺盡することを得

螟卵採收上の注意

（一）苗代よは緣苗に産卵尤も多くして二合蒔内外の苗は四合蒔内外の苗に比して産卵亦遙かに多きを常とす

（二）早植地は遲植地に比して産卵數甚だ多し

（三）採卵は太陽の傾斜せる時日に向て施行すべし

（四）採卵よ苗代時季より充分注意し移植後少くも二回以上は施行せるを要せ二回採卵せるには移植後七八日目よ一度十二三日目に一度位の時期に於てせべし

第三　螟卵採收も多少の見落しを免かれざるものあれば六月下旬頃より稻田を見巡り螟蟲の侵蝕して黄變せる莖葉を摘採せべし摘採したる莖葉よ畦畔あぜに其儘放置することなく必ず是れを堆肥中に混入するか若くは燒き棄てざる可からず

第四　地形適當ある塲合には五月廿日頃より共同し

て苗田よ誘蛾燈を点火すること

誘蛾燈点火實施上注意

(一)螟蛾は日沒後七時頃より九時頃迄の間に於て尤も多く飛翔するものなるを以て七時頃より十時頃迄凡そ三時間点火す

但暴風雨の夜は之を廢す

(二)誘蛾は月夜風雨の夜冷氣の夜あれば飛翔すること少なく曇天にして風あく蒸し暑き夜及麥の刈季節あぐに尤も多し

(三)誘蛾燈は苗代田の中央あぐに裝置するあとあく可成苗代田より三四間以上隔離まるを要す

(四)共同苗代あれば一反歩に付三四ヶ處以上とす

第五　棄苗場の設置を要す

一二合蒔の薄苗よは非常に螟卵の多きものあれば共同苗代あぐ設置まる場合には所々に二坪内外の棄苗田を設くるを便とす棄苗田は別に移植用の苗に用もることなく只螟蛾を一處に召集する爲めにして一坪凡そ一二合蒔にして多量の肥料を施して早蒔とあし肥大ある苗を作り置くべし然るときは螟蛾と是の棄苗場に尤も多く産卵するものあれば採收よ便なり

浮塵子

一昨年の稻作に於ける浮塵子被害の巨大なる今更喋々を要せず然れぐも浮塵子の驅除法を行はんには勢其發生經過の大要を知らざるべからず因て先づ該蟲發育の概畧を述べ次に其の驅除法に及ぼさんとす

(甲)浮塵子發生及經過

浮塵子よ之數多の種類ありて大小形狀体色等各同一ならずと雖も悉く浮塵子科に屬まる小蟲にして細長き管狀の口を以て植物の葉莖若くは花の養汁を吸收まること恰も蚊が人間の血液を吸收するが如し爲めよ作物は其養分を失ひ漸々黃色とある而して其産卵の方法は悉く雌蟲腹部の末端よ存する鋭利ある産卵器に因るものよして之れを葉の組織内に挿入して一ヶ處十粒乃至十八粒内外の卵を一列に産付け一匹の雌蟲よして能く平均四五十粒の産卵をあし一ヶ年間凡そ四五回の産卵孵化を遂ぐるを以て寒中越年したる一匹の雌蟲い氣候適順あれば一ヶ年の末には忽ち數千萬匹の多きに至るものあり卵は新月形にして長さ五厘許り最初は白色あれぐも孵化期よ近つけば兩端は透明となる産卵後孵化及發育の時日に至りては氣候温度に因り大差あるべしと雖も普通産卵より成蟲に發育する迄よは凡そ三四週間の日數を要まと云ふ

抑も浮塵子は不完全變態をあすものにして夫の粉糠を散布したるか如く最小塵芥の如き時代は則ち幼蟲時代にして其後益發育まて形体共よ增長し兩翅亦稍整備したるの時期は則ち完全變態をあす蠶蟆蟲葉捲蟲に比まれば蛹蟲の時代に相當す更に生長發育して

兩翅充分に發育し自由に飛脚するゝ至れば之れ則ち浮塵子の成蟲時代あり此如浮塵子は成蟲時代に至れば自由に飛翔し且驅蟲油塗もるの力を增加するものあるを以て頗る驅除に窮を故に之れが警戒を加ふるの好時期と尤も夫の幼蟲時代にありとを

（乙）浮塵子豫防及驅除法

浮塵子の驅除法を陳述するには苗代時期ゝ於ける驅除法及本田時期に於ける驅除法の二項に分ち論究するを便とす

其一苗代時期に於ける浮塵子及驅除法

苗代時期に於ける浮塵子豫防驅除法は左の如し

第一　苗代の區劃は悉く幅四尺長さ適宜の短冊形に作る事上圖に示を如く苗代地を細別して各區毎に一尺の溝渠を設置もるときは獨り浮塵子發生の際充分ある手入をあすことを得るのみあらず稗苗摘採螟蟲採卵にも便にして一擧兩得の法と謂づべし

第二　紫雲英栽培多き地方は可成苗代田にして紫雲英栽培地に相接續せしめざること

冬間寒冷の際と浮塵子は多く畦畔の雜草若くは紫雲英の葉下ゝ蟄伏するものたるを以て早春尤も多く浮塵子の存在をみとむるものは紫雲英田とを

第三　苗をして強剛に發育せしむること

第四　共同苗代とあゝ其內一二ヶ處に棄苗代を設置するあと

害蟲驅除の完成を期するゝには共同一致に因らさるべからず從て苗代を同一處に設置して以て相互に注意して驅除を行ふの便たるや今更ら多言を要せず其共同苗代の利益たる只に浮塵子螟蟲等の害蟲驅除に便あるに止もらず尙苗代灌漑管理及苗代改良の手段として尤も有功なる事ハ蓋し蔽ふべからざる所あり

已に共同苗代の設立を見たる上は更に其內一二ヶ處ゝ棄苗代と稱し本田に移植するの目的にあらずして單に害蟲を招集し以て他の移植用の苗代地の被害を防ぐの方法を講するの法あり棄苗代場に整地を深くし多量の肥料を施用し特に數回の補肥を施し播種も早播ゝして七八合若くゝ一升位の厚播とし灌漑水も充分にする等凡て苗をして充分軟弱に伸張する樣に勉むるときは害蟲ハ自ら此場處ゝ集合するを以て其際數回石油又は捕蟲網を用て驅除するもとす亦移植用苗は悉く採去るとき棄苗場と後と廻とあし最後に他の苗代田の害蟲か此處に集合もるを以て棄苗代ゝ燃料に被ひ点火して燒棄つべ

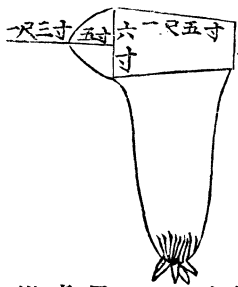

し但し点火するにも成るべく周圍より始むるを可とすべし棄苗場は普通各戸の苗代場にも設置するものにして共同苗代に限るものにあらず

第五　捕蟲網を以て日々苗代地の浮塵子を掬ひ捕ること

此法は塞冷紗を以て上圖の如く袋を作り苗代の水を適宜とおしたる上此袋にて日々浮塵子を屢々掬ひ捕るの法あり

此の法は浮塵子驅除中稍回數を多く要するの傾あるも簡にして仕損しあるき最も良き便法として可あり

但し捕蟲網は緣の處より早く破る者あるを以て周圍の緣ゑは竹皮を附け針金を以て卷附くるを可とす寒冷紗ハ二尺五寸幅を求め之を四角に切り三角に折り其一方の口に竹框を挾込む者とを

第六　石油若くは他の驅除油を用ひ驅除すること此法は石油若くは他の驅除油を用ひ苗代發生の浮塵子を驅除するの法にして先づ灌漑水を深くして苗葉先の隱るゝ位とおし次に石油若くは他の驅除油を一畝歩ゑ對し四五勺內外（其量多ければ苗葉をして枯死せしむ）を散布し箒ゑて苗葉を柔く拂ふときは浮塵子は水面に浮上るべし其際其蟲を掬ひ捕るか又は水尻に網を備へ置き水口を開放し上水の入代をおすときは浮塵子は多少飛去るおとある多くは水尻の網中ゑ入るゝ事を得べし本法施行後は速に清水を入代もる樣注意すべし然し此の法を施行するには石油の分量灌漑水の深淺用水の新陳代謝等注意せされは往々苗を枯死せしむる事あれば宜しく注意をべきあり此法にても僅々一二回にて充分効を奏すべきものにあらを必ずや數回施行せさる可らさるあり又苗の全く隱くるゝ迄水を注くおとを得さる場合には却て深さ一寸五分位の淺水とおし注油後竹片ゑて苗の葉を拂ひ蟲を水中に落さしむるものにして之の法あれば一反歩ゑ付石油一升乃至二升位用もるも差支あく前法より之の法を安全とす但し注油後は清水を入代もることを忘るべからず但之の法は苗の四寸以上生長したる後にあらざれば行ふことを得す

第二　本田に於ける浮塵子驅除法

本田に於ける浮塵子驅除法は未だ成蟲とならざるの際に當て油を注いで驅除をるを尤も便利とす其法は先づ水田の灌漑水を深くし之れゑ油を注ぎ其能く撒布するを見て手掌又は木椀にて一々稻株を洗淨し暫時其儘放置して後灌漑水を新陳代謝せしむべし該驅除法に用もる油の種類に至りては石油除蟲液魚油等種々ありと云へとも要するに最も得易く最も廉價にして効顯あるものを利益とをるあり昨年各地使用の結果に因れは除蟲液も其効能著しきものありたりと雖も惜哉初め濃にして終りに薄く終始品位の一定せさりしを以て昨年の結果を以て直に今年に及ほし得

へき者にあらず只最も得るよ便にして効能著しく且つ餘分の利用に最も都合よきものを石油とし石油を使用するには最初害蟲の發生の微々たる時あれば一反歩に凡七八合を用ゐ稍發生蔓延の兆あれば一升以上を使用す然れども注意して幾時間も油水を停滯せしめすして清水と交代せしむる時は一升乃至三升にても著しき害あるか如し然して其油を注入するよは左の器具を便とす則ち下圖の如く(一)は大ある竹筒にして之の底の節を作用し之れに小孔を穿ち(ロ)(ハ)の如く竹片を細長く削下端を圓大ならしめ之に

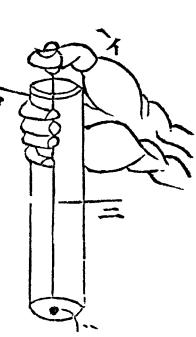

綿を纏包したるものを挿入し(イ)は絲輪にして之れを母指を挾み引き上ぐれば石油の入れたる竹筒(ニ)の底孔は塞るを以て石油の逸出することあきも(ロ)(ハ)の竹棒を下方よ壓すれば竹筒の底口は開放するを以て自由よ石油を水田よ注射することを得之れ本田よ於ける浮塵子驅除の大要なり

○明治三十年各府縣浮塵子虫害表（農商務省調査）

	卅年米收穫石高	平年收穫石高	浮塵子被害減收石高	同上價格	浮塵子被害減收石高歩合（平年に比し割分厘毛）	浮塵子驅除豫防費一切見積高
	石	石	石	圓		圓
北海道	二四〇、五五七	二七三、二八一	五九一	六、三四〇	五二	一二八
東京	六〇一、九三九	七八七、七二八	四五、六九一	六二六、六九八	五八	四二、三八五
京都	七八一、九七三	一、〇一八、五〇九	二七四、五六九	三、四二四、七三八	二、六八	一二一、一五五
大坂	二八八、八七三	四〇三、三〇〇	三四、二九〇	四六〇、一四五	八五	一〇、二〇六
神奈川	一、二九七、三二二	一、六五一、六一三	未詳	未詳	未詳	未詳
兵庫	三二八、八五四	三三六、八八五	二二、九二〇	二六九、三六九	六五	六三、一四七
長崎	一、一二六、七三二	二、三六二、八九三	一、三一四、七二三	一八、八四九、〇三六	五、五六	一〇八、九〇三
新潟	八二六、一七二	九一九、〇〇二	無害	七一六	〇、〇〇一	七一六
埼玉	四三二、七四八	四二三、一六七	五一	九二〇、二二九	五〇	二四 七九四
群馬	一、一三六、〇五三	一、四二七、一四四	七一、五七三	一二、一一九	〇〇六	一三〇
千葉	九六八、九四四	一、二二二、九四〇	七九八			
茨城						

栃木	奈良	三重	愛知	静岡	山梨	滋賀	岐阜	長野	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	福井	石川	富山	島取	島根	岡山	広島	山口	和歌山	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀
七一二、七一〇	四九八、七〇九	一、一六二、四九六	一、四〇一、四一四	七七〇、九〇九	三一四、〇八九	一、〇三七、九一九	七八〇、二三八	一、〇三一、五五八	七七七、〇九五	一、〇二二、七三五	三九三、二九〇	六二四、八五〇	九〇六、四六二	七七六、二九六	三九五、二三七	四六三、二八二	九三三、二〇七	四一四、三〇一	五一九、七四六	九六三、六八五	五九八、〇〇三	九五七、七五八	四三三、五一一	三四二、三〇八	三七二、七七五	五〇一、二二〇	五九一、五九五	一、四五、〇一二	五三四、二一六	七六六、六八九
七七二、一七八	六三二、八三四	一、〇九七、四四〇	一、二八三、八六〇	九二四、〇四七	三三〇、三七四	一、〇八三、七六七	七〇八、一七五	一、一八〇、二四六	一、一八八、四〇二	一、三三七、三四四	五三二、四八九	七二八、一二六	一、二七八、八七一	一、一三一、七二五	六七六、六二五	九二五、九〇一	一、三八一、〇七六	四九九、一八八	六九二、五五四	一、〇八六、一五七	九一二、一二三	一、二一七、六四三	四八五、七二二	二八三、八三二	五四五、〇八四	六一一、〇二二	四九八、一三〇	一、五二二、〇七二	六五〇、八八八	八〇一、四九〇
一五	三一、九五九	九、二二〇	一四九、三八九	一二〇、八一〇	一、九八三	五六、九四四	二一、二四四	一一、二五九	一七、二八八	四〇、二二六	四、六〇九	一五〇	二一〇、二七七	二五五、〇〇八	二九二、一七八	四六九、四七六	四一八、八三六	一一二、九七八	二二二、四四八	三一六、二五六	三六三、五一二	三四七、三七三	六〇、〇五六	三六、九二二	未詳	一一八、三四一	無害	一八四、〇三六	一〇〇、七二二	一四五、一四五
一九五	三九九、四八八	一一二、五九五	一、七七〇、〇四三	一、三六三、四三五	二五、五八〇	七〇〇、九七八	二五八、三〇五	一五五、〇四一	一八九、一八六	五〇九、七六九	六一、五四八	一、六六六	二、三一九、二九六	二、九三七、六四九	三、七五三、八六二	五、八六四、七〇一	五、一二九、二〇七	一、三四七、三一六	二、七六五、〇一〇	四、〇五二、五〇八	四、四〇三、三四六	七五三、九七三	四一四、五二九	未詳	一、二七〇、八七三		二、二三二、九二五	一、〇六四、九八四	一、五六四、六七七
〇、〇〇二	五〇	〇九	一、一六	一、三〇	六〇	五二	三〇	〇九	一四	〇二八	〇八	〇〇二	一、六四	二、二五	四、三一	五、〇八	三、〇三	二、二六	三、〇六	三、九〇	三、九八	二、八五	一、二三	二、三〇	未詳	一、九三		一、二二	一、五四	一、八一
一八	三七、〇〇三	三、四六二	九〇〇	一三二、九四九	三一一	二四、九五九	九、四七五	九、四〇二	二、二五一	八、八二〇	三、四三五	一	五一、〇一六	三六、四〇九	五〇二、六五六	三九一、三五五	二九三、一〇八	五一、七八九	二一六、四一三	四三七、五七三	三六六、九三九	三五二、四五一	一〇七、九一九	三五、五八四	未詳	一八九、八四五		二四三、五五四	一二三、一〇〇	一一七、九二六

熊本	一、一五四、二〇四	一、〇九四、八八七	四二、〇二四	四八九、〇三三	三八	一二一、〇六一
宮崎	六〇三、七九八	五〇三、〇〇五	四、一七五	三七、〇三一	〇八	四、四四〇
鹿兒島	六八九、二四七	五五二、五一七	三四、七一六	一二五、二九六	六二	六二、七〇六
沖繩	—	—	—	—	—	—
計	三三、〇〇一、〇一五	三九、六九七、二五四	五、九五四、八八一	七五、〇一四、七八五	（平均）一、三八	四、三一〇、一八三

○明治卅年靜岡縣浮塵子虫害表

郡市名	減收石高（浮塵子被害）	全上價格（浮塵子驅除豫防に要せる一切の費用見積高）
賀茂郡	二、六六九石	一五三、八二〇圓
田方郡	六、〇五五	七二、六六〇
駿東郡	三、四九八	四五、四七八
富士郡	二、九五〇	三四、二二〇
庵原郡	一、五〇三	一六、九二六
安倍郡	—	—
志太郡	二〇、一六八	二三、四九六
榛原郡	七、九四七	一二、九七八
小笠郡	二一、五二八	二七、八七六
周智郡	七、五六五	一〇四、七二九
磐田郡	二四、三二一	三四〇、三五四
濱名郡	一〇、四六二	一三六、七二四
引佐郡	三、一五五	四四、一六四
靜岡市	—	—
計	一二〇、八一〇	一三六三、四三五

	八、七三五圓	
	五、四七	
	、五二九	
	三、五〇〇	
	八二八	
	五、四〇〇	
	一、〇〇〇	
	二、五〇四	
	三〇、八九三	
	一八、三二八	
	二五、〇〇五	
	一六、八八三	
	四、八九七	
	—	
	一三二、九四九	

○耕地整理法

（明治三十二年三月二十日法律第八十二號）

第一章　總則

第一條　本法に於て耕地整理と稱するは耕地の利益を增進する目的を以て其所有者共同して土地の交換若は分合區劃形狀の變更及道路畦畔若は溝渠の變更廢置を行ふを謂

第二條　第五條第九條第十條第十二條乃至第十六條第廿六條第卅條乃至第三十二條及第五十一條の規定は一人にして其所有地の整理を施行する場合に之を準用す

第三條　耕地にして特別の價値用途ある土地及耕地ゝあらざる土地は其の所有者の同意あるゝあらざれば整理地區ゝ編入することを得す

前項の土地にして其所有者の同意あるときと雖も整理の施行に必要なるときは其全部又は一部を整理地區に編入することを得但し府縣、郡、市、町村其の他公共團體の公用ゝ供する土地、宅地、名勝地舊蹟地、古墳墓地、墳墓地、社寺境內地、鐵道用地及

執道用地と此の限に在らず

第四條　建物ある宅地又は鐵道用地は其の建物の所有者及登記を爲したる第三權利者の同意あるにあらざれば之を整理地區に編入することを得ず

第五條　御料地、國有地、又は官の用に供する土地は主務官廳の認許あるにあらざれば之を整理地區に編入する事を得ず

第六條　整理施行を發起せんとする者又は整理委員い市町村長の証明を得て整理地區を管轄する登記所、土地臺帳所管廳又は市役所、町村役場に對し無償にて整理に必要ある簿書の閲覽又は謄寫を求むることを得

第七條　參加土地所有者い整理施行中其土地を利用せることを能はざるも補償の請求を爲すことを得ず但し整理施行の爲溝渠、堤塘又は道路の敷地に充てたる土地に付ては規約を以て補償の規定を設くることを得

第八條　整理施行の爲必要あるときは整理地區内の工作物、木石等を移轉し又は破毀することを得但し之ゟ因りて生したる損害を賠償すへし

第九條　整理地區ゟ編入したる土地を讓受けたる者は整理ゟ關して其讓受人の有する一切の權利義務を承繼す

第十條　整理施行の爲國有に屬する溝渠、堤塘、道路等の全部又は一部を廢止したる場合に於て其不用に歸したる土地は無償ゟて之を參加土地所有者に交付す

整理地區内ゟ開設したる溝渠、堤塘、道路等にして前項の規定に依りて廢止したるものに代るへきものは無償にして之を國有地に編入す

第十一條　參加土地所有者には從前の土地の地目、面積等位等を標準とし換地を交付すへし但し地目面積等位等を以て相殺を爲すこと能はざる場合に於て從前の土地と換地との價格の差は金錢を以て之を精算す

數筆の土地を分合して換地を交付する場合に於ては其換地は各筆毎に之を割當つへし

第十二條　整理地區二市町村以上ゟ涉りたる場合に於て換地として交付する一筆の土地は二市町村以上に涉ることを得ず

第十三條　整理施行中土地の區畫形狀を變更及ひ道路、畦畔若は溝渠等の變更廢置、地目變換又は開墾と看做さず

第十四條　整理地區に編入したる土地の地租は其地區の全部に付土地臺帳の整理を完了するまて從前の地域、地目、地價に依りて之を徵收す

第十五條　整理を施行したる土地の地價は明治三十年法律第三十九號の規定ゟ依りて之を定む

第十六條　整理施行を爲したる爲土地又は建物に付登記又は登錄を爲すときは登錄稅を免除す

第十七條　本法に於て參加土地所有者と稱するは整理地區內に於て第五條の土地にあらざる土地を所有する者を謂ふ

第十八條　整理地區の屬する市町村及其隣接市町村に住所を有せさる參加土地所有者と其市町村內に住所を有する者に委任して整理施行に關する一切の行爲を代理せしむることを得

參加土地所有者前項の代理人を定めたるときは發起人又は整理委員に其氏名住所を通知すへし

代理人は二人以上の參加地所有者を代理することを得す

第十九條　發起人又は整理委員は第二十二條第二十六條第四十條及第四十八條の認可ありたるとき又は其旨を公告し且之を第四條に依る建物所有者及土地又は建物に付登記を爲したる第三權利者に通知すへし第三十條乃至第三十二條の命令ありたるとき同亦し

第二章　發起及監督

第二十條　整理施行を發起するには左の條件を具備することを要す

一　整理地區內に於ける土地所有者の三分の二以上の同意あること

二　整理地區內に於て同意者の所有する土地の面積整理地區の總面積の三分の二以上あること

三　整理地區內に於て同意者の所有する土地の地價額整理地區の地價總額の三分の二以上あること

前項の條件を具備したるときは發起人は整理施行を發起する旨を市町村長へ届出へし

第廿一條　發起人は發起の爲必要あるときは市町村長の認許を得て他人の土地に立入ることを得但し之に因て生したる損害を賠償すへし

第廿二條　發起人は設計書及規約を作り地方長官を經由して之を農商務大臣に差出し發起の認可を申請すへし

第廿三條　設計書には左の事項を記載すへし

一　整理に因りて得へき利益

二　整理施行の方法及順序

三　整理地區及之に隣接する土地の現形圖

四　整理豫定圖

五　工事の着手及竣成の時期

六　整理費用及夫役の豫算

第廿四條　規約には左の事項を記載すへし

一　整理總會の招集及會議の方法

二　整理委員の員數、職務及職務執行方法

三　處務に關する規定

四　補償金評定の標準

五　發起及整理の費用竝夫役の賦課徵收方法

六　整理中土地使用の方法

七　換地割當及增步地處分の方法

第廿五條　發起の認可を得たるときは發起人は遲滯なく創業總會を招集して設計書及規約の議定を求むへし

第廿六條　創業總會に於て設計書及規約を議定したるときは發起人と地方長官を經由して農商務大臣に之を差出し整理施行の認可ありたる時は發起人は遲滯なく創業總會を招集をへし此總會に於てと參加土地所有者整理委員を互選す

第廿八條　參加土地所有者は整理施行の認可に對して異議を述ふるおとを得を但し第三條第一項の規定に違反し又ハ同條第二項の規定に依り整理地區に編入したる土地の所有者は認可公告の日より三十日以內ょ農商務大臣に訴願を爲すことを得訴願の裁決前に於ては整理工事に着手するおとを得す

第廿九條　整理施行の認可ありたるときと雖も第三條第二項の規定に依り整理地區に編入したる土地あるときは認可公告の日より三十日を經過をるにあらされは整理工事に著手をることを得す

第三十條　農商務大臣必要と認むるときハ設計書又は規約の變更を命することを得

第三十一條　設計書に定めたる工事着手の期限後十二月以內に工事ょ着手せさるときは農商務大臣ハ整理施行の認可を取消すおとを得

第三十二條　農商務大臣必要と認むるときハ一時整理工事の停止を命をることを得

第三章　總會

第三十三條　總會は參加土地所有者を以て之を組織をも

第三十四條　總會を招集するにと會日より五日前に各參加土地所有者に通知を發すへし

前項の通知には總會の目的及ひ總會に於て決議をべき事項を記載すへし

參加土地所有者は前二項の手續に反して爲したる決議ょ對し異議を述ふるおとを得但し其決議の日より三十日を經過したるときは此の限りに在らす

第三十五條　總會は本法に別段の規定ある場合を除く外整理委員之を招集す

第三十六條　參加土地所有者の五分の一以上に當る者又ハ整理地區の總面積若は地價總額の五分の一以上に當る參加土地所有者と會議の目的及其の理由を記載したる書面を提出して總會の招集を請求することを得

前項の請求ありたるときは發起人又は整理委員は十四日以內に總會を招集すへし

第三十七條　各參加土地所有者は一箇の議決權を有す

前項の規定は規約を以て一人に付二箇以上の議決權を有せしむるとを妨けをも但し其議決權は議決權

總數の五分の一を超もるおとを得す

第三十八條　整理地區に編入したる土地數人共有に屬するときと其共有者は參加土地所有者の權利を行ふべき者一人を定むへし

第三十九條　農商務大臣の命令ょ依らすして設計書若は規約を變更し又は整理施行を停止若は廢止せんとするときは總會の決議を經へし

前項に依り整理施行の停止若くと廢止の決議を爲すときは仝時に其停止中若くは廢止後の處分方法を決議すへし

第四十條　前條の決議ありたるときは整理委員ハ地方長官を經由して農商務大臣の認可を受くへし

第四十一條　創業總會の決議並に第三十九條第四十七條及第五十三條の決議を爲すには第二十條第一項の條件を具備するを要す

第四章　整理委員

第四十二條　整理委員三人以上あるときは委員長一人を互選すへし

委員長は整理委員を代表す

第四十三條　整理委員は規約に定めたる職務を執行するに付參加土地所有者を代表す

第四十四條　整理委員は設計書及規約の定むる所ょ依り整理施行の責に任す

第四十五條　整理委員は設計書、規約及總會の決議錄を備へ置くへし

參加土地所有者及第三權利者は前項の書類の閱覽を求むるおとを得

第四十六條　農商務大臣は何時にても整理委員をして整理事業ょ關もる報告を爲さしむることを得

第四十七條　整理工事完了したるときは整理委員は第十一條の處分及增步地の處分ょ關し整理總會の決議を經へし

第四十八條　前條の決議ありたるときは整理委員は地方長官を經由もて農商務大臣の認可を受くへし

第四十九條　所有權に關する訴訟の目的たる土地を整理地區に編入し又は整理地區に編入したる土地其所有權ょ關する訴訟の目的と爲りたる場合に於て其土地の所有者第十一條の規定ょ依り補償として金錢を受取るへき時は整理委員は當事者の請求に因り其金額を供託すへし

第五十條　整理施行の爲土地又は建物に付登記又は登錄を爲す塲合に於ては整理委員は參加土地所有者に代りて其手續を爲すへし

第五十一條　整理事業完了したるときは整理委員は事業報告書及收支決算書を作り整理總會の承認を求むへし

整理總會前項の承認を爲したるときは整理委員遲滯おく地方長官を經由して前項の書類を農商務大臣に差出すへし

第五十二條　整理委員其職務を終りたるときは整理

に關する一切の書類を市町村長に引渡すへし
前項の書類の保存期間は農商務大臣之を定む
第五十三條　整理委員の選任及解任は總會の決議に依る
第五十四條　農商務大臣必要と認むるときは整理委員の改選を命することを得
第五十五條　整理委員と總會の決議を經て特別の學術技藝ある者を協議員と爲すことを得
協議員と總會ゟ出席して意見を述ふることを得

第五章　第三權利者

第五十六條　第三權利者は整理の施行に對し異議を述ふることを得ゑ
第五十七條　換地と本法に別段の規定ある場合を除く外從前の土地に關ゑる物權又は債權の目的たるものとす
整理施行は從前の土地に關する登記の順位に影響を及ぼさゑ
第五十八條　整理土地に編入したる土地にして先取特權、質權又は抵當權の目的たる場合に於て其所有者第十一條の規定に依り補償として金錢を受取るへきときと整理委員は其金額を供託ゑへし
先取特權者は質權者又は抵當權者は前項の規定に依りて供託したる金錢に對しても其權利者を行ふことを得
第五十九條　賃借地整理地區に編入せられたる場合に於て整理施行の爲賃借を爲したる目的を達すること能はさるときは賃借人は契約の解除を爲すことを得但し第四十八條の認可の公告ありたる日より三十日を經過したるときは此の限に在らす
前項の場合に於て各當事者は相手方に對し解除に因て生したる損害の賠償を請求することを得ゑ
第六十條　賃借地整理地區に編入せられたる場合に於て整理施行の爲其土地を利用ゑるおと能はさるときは賃借人は賃貸人に對し借賃の減額又は前拂したる借賃の相當の拂戻を請求することを得
第六十一條　整理地區ゟ編入したる土地に地上權者又は永小作權者ある場合に於て整理施行の爲其權利に設定したる目的を達すること能はさるときは地上權者又は永小作權者は其權利を拋棄するおとを得
民法二百六十八條第一項但書の規定は地上權者前項の規定に依よて其の權利を拋棄したる場合に之を適用せす
第五十九條第一項但書の規定は地上權又は永小作權の拋棄ゟ之を準用す
第六十二條　第六十條の規定は地上權及永小作權に之を準用ゑ
第六十三條　整理地區ゟ編入したる土地の上ゟ存する地役權は整理施行の後仍其土地の上ゟ存ゑ
地役權者か整理施行の爲其權別を行使する利益を

受けることを要せさるに至りたるときは其地役權は消滅す

整理利施行の爲め從前と同一の利益を受くると能はさるに至りたる地役權者は其利益を保在する範圍内に於て地役權の設定を要求することを得

第六章　費　用

第六十四條　費用及夫役は規約の定むる所に依り參加土地所有者之を負擔す

第六十五條　參加土地所有者費用を完納せさるときは市町村長は整理委員の請求に因り市町村稅徵收の方法に準して之を徵收す

參加土地所有者夫役を供給せさるときは整理委員は金額に算出して之を徵收す此徵收に付て亦前項の規定に依る

第七章　罰　則

第六十六條　發起人又は整理委員左の各號に該當する場合に於ては二圓以上五十圓以下の過料に處す

一　第十九條の規定に違反して公告又は通知を爲すことを怠りたるとき

二　第二十八條第一項又は第二十九條の規定に違反して整理工事に著手したるとき

三　第三十六條第二項の規定に違反して總會を招集せさるとき

四　第三十九條第四十條の手續に依らすして整理施行を停止し又は廢止したるとき

第六十七條　前條に定たる過料に付ては非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定を準用す

第六十八條　整理施行の爲め設けたる標石又は標杭を移轉し又は毀壞したる場合に於て刑法第四百二十條に該當せさるものは五拾圓以下の罰金に處す

第八章　附　則

第六十九條　本法施行の期日は勅令を以て之を定む

第七十條　整理地區に編入したる土地の登記に付ては勅令を以て特別の規定を設くることを得

第七十一條　北海道沖繩縣及市町村制を施行せさる島嶼の耕地整理に付ては勅令を以て特別の規定を設くることを得

○肥料取締法

（明治三十二年四月五日法律第九十七號）

第一條　此法律に於て肥料と稱するは農產物の肥養に供する物料を云ふ

第二條　肥料を製造販賣し又は之を販賣せむとする者は地方長官（東京府は警視總監）の免許を受くへし

第三條　地方長官（東京府は警視總監）は何時たりとも官吏を派して肥料の檢查を爲さしむることを得

前項に依り臨檢を爲す官吏は其証票を携帶すへし

第四條　肥料の製造販賣者又は販賣者は前條の臨檢

を拒み又は檢査の爲め必要ある肥料の交付を拒むことを得ゼ

第五條　第二條に違背したる者は十圓以上百圓以下の罰金ニ處す

第六條　第四條に違背したる者は五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第七條　肥料を僞造若くは他の物料を混和して販賣し又は情を知て之を販賣したる者は十五圓以上一年以下の重禁錮又は十圓以上三百圓以下の罰金に處す

第八條　第四條に違犯し又は第七條の刑に處せられたる者は行政廳ニ於て其營業を停止し若くは禁止することを得

第九條　此法律施行の爲め必要ある細則ヲ農商務大臣之を定む

付　則

第十條　此法律施行期日は勅令を以て之を定む

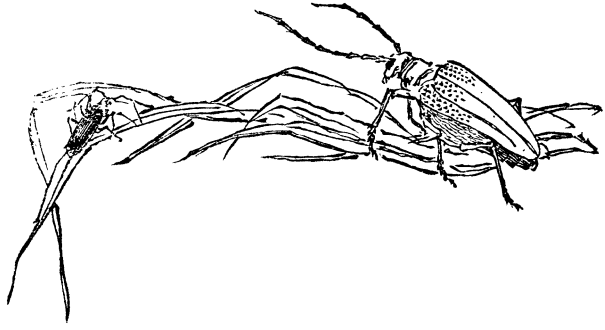

D
5-3
355

（明治三十年九月十七日遞信省認可）

發行所　（靜岡縣廳內）靜岡縣農會事務所

編輯兼發行者　靜岡市西草深町二十五番地　小長谷新太郎

印刷者　靜岡縣磐田郡見付町千二番地寄留　小長谷勝之助

印刷所　全縣全郡全町全番地　株式會社　中遠日進社